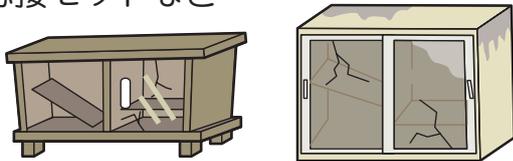


# 粗大ごみ

粗大ごみの出し方は次ページをご覧ください。

## 家具類

机、カーペット、サイドボード、イス、たんす、下駄箱、本棚、食器棚、応接セットなど



- 注** 鏡や照明等は取り除いて
- 引出し等の中身は取り除いて

## 危険物



使い捨てライター

- 注** ライターは使い切って

## 金属類

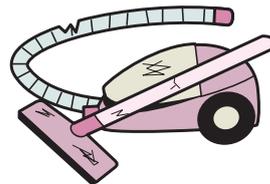
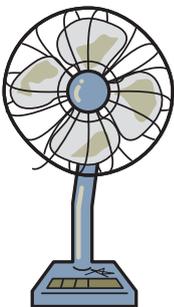
鉄くず（草刈機の刃、金属パイプ、金属片など）、  
小型農機具（乗用でなく1.5m角以内のもの）、かさ、自転車、三輪車など



- 注** 農機具等の燃料は抜いて

## 電気製品類

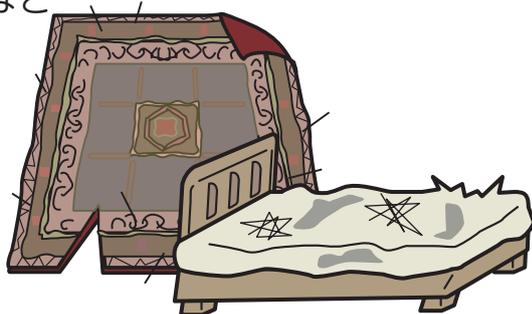
ストーブ、掃除機、ラジカセ、電子レンジ、トースター、扇風機、炊飯器、ガスレンジ、照明器具、ステレオ、電気ポット、電気毛布、こたつ、アイロンなど



- 注** テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機は出せません
- 乾電池は取り除いて
- ストーブ等の燃料は抜いて

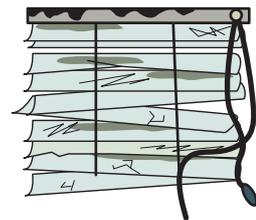
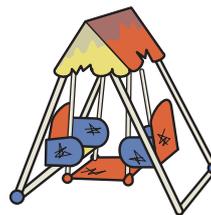
## 寝具類

毛布、布団、座布団、マットレスなど



## プラスチック類

バケツ、おもちゃ、ポリ容器、大型プラスチック製品など



- 注** 乾電池は取り除いて
- ⑥の袋で出せるものは⑥で出してください。

## 1. 粗大ごみの出し方

### (1) 直接クリーンセンターじんせきへ搬入

神石高原町階見 1254 番地 1 ☎ 0847-89-3121

搬入受入日時 月・水・金（祝祭日含む）

年 2 回日曜日受入（4 月、11 月各第 4 日曜日）

9 時～12 時、13 時～15 時

※年末年始（12 月 24 日～1 月 10 日）は搬入できません。

注意事項：搬入時に「粗大ごみ等直接搬入申込書」の提出をお願いします。

### (2) 戸別収集

自治振興会が実施する地域収集が実施されない地域で、直接持込が困難な場合は申込みにより戸別収集を行います。（自宅まで回収に伺います）

●戸別収集日 排出者とクリーンセンターで日時決定

●申込方法 所定の申込用紙に直接搬入が困難な理由を記入し提出

※審査後該当者に通知します。

搬入困難者とは・・・次のいずれかに該当し、搬入困難な理由のある世帯

①直接搬入の手段がない世帯

②その他町長が特に認める世帯

※車で積み込める場所までは、排出者で出しておいてください。

●申込先 環境衛生課（☎ 89-3336）又は各支所町民課

## 2. 処理手数料

### (1) 直接搬入 10kg 当たり 150 円

例：搬入重量 50kg の場合 750 円

### (2) 戸別収集 1 回当たり 2,500 円（町内一律）

戸別収集の場合は直接搬入手数料と戸別収集手数料の合計額となります。

例：戸別収集 1 回で搬入重量 60kg の場合 2,500 円 + 900 円 = 3,400 円

**注**

・粗大ごみを運搬する際には、必ず荷物をロープで固定する等の飛散防止対策をお願いします。

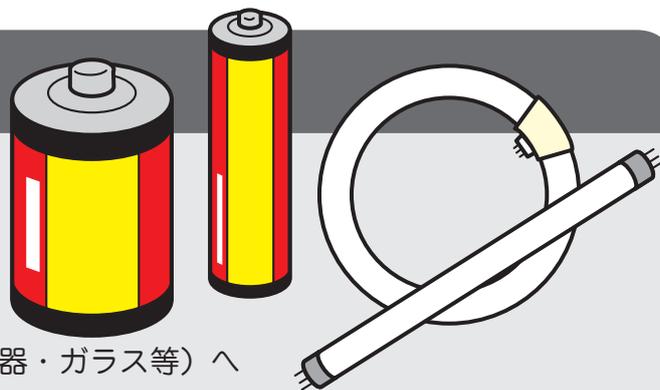
・受入日・受入時間以外の対応はできませんので、粗大ごみを出す前に、受入日・受入時間を必ず確認してください。

# 有害ごみ

乾電池・蛍光灯・水銀式体温計



- ・無料
- ・乾電池はナイロン袋から出して
- ・蛍光灯は紙製ケース等から出して
- ・蛍光灯が割れた場合は⑥不燃物（陶磁器・ガラス等）へ



## 有害ごみの出し方

(1) 役場本庁及び各支所に設置する回収用コンテナに出してください。

収集日 役場開庁日

乾電池……オレンジ色コンテナ

蛍光灯……専用回収コンテナ

蛍光灯（直管形）の長さは、120cmまでとします。

事業活動により発生するものは収集できません。

水銀式体温計等……緑色コンテナ

※処理手数料は無料です。

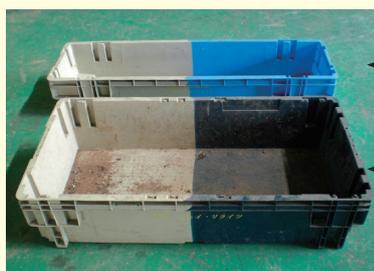
◆乾電池回収コンテナ



◆水銀式体温計等



◆蛍光灯回収コンテナ



← 直管形

← 丸形等

(2) クリーンセンターじんせきへの直接搬入

神石高原町階見 1254 番地 1 ☎ 0847-89-3121

搬入受入日時 月・水・金（祝祭日含む）

年 2 回日曜日受入（4 月、11 月各第 4 日曜日）

9 時～12 時、13 時～15 時

※年末年始（12 月 24 日～1 月 10 日）は搬入できません。

※処理手数料は無料です。

ただし、粗大ごみ等との混合搬入で分別計量が困難な場合には、150 円／10kg が必要となります。

# 家電リサイクル

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）によって、家電製品のうち、エアコン、テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機は製造業者に回収が義務付けられており、廃棄する場合は所有者が引き取り料金を支払わなければいけません。

## (1) 購入した販売店又は買い替えする販売店に依頼（引取り義務のある販売店）

小売業者（家電販売業者）へご相談ください。

料金：リサイクル料金+収集・運搬料（販売店に確認してください）

所定の料金を支払うと販売店から管理票（家電リサイクル券）の写しが交付されます。

## (2) メーカーの指定引取り場所に自己搬入

郵便局でリサイクル料金を支払い、受け取った家電リサイクル券を家電製品に貼って搬入してください。

### ●指定引取り場所

備後通運(株) 福山市引野町4丁目1番51号 ☎084-941-2508

岡山県貨物運輸(株) 福山市明神町1丁目14番40号 ☎084-923-3520

### ●料金：リサイクル料金+振込手数料

## (3) 引取り義務のある販売店がない場合

引越し等で購入した店が遠隔地となった場合や、閉店して存在しない場合は、町で引取りを行いますので、役場へ事前申込（搬入予定日の1週間前までに）を行い町処理手数料を納付、次に郵便局でリサイクル料金を支払い、受け取った家電リサイクル券を持参して指定場所へ搬入してください。

### ●指定場所

クリーンセンターじんせき 神石高原町階見 1254番地1 ☎0847-89-3121

搬入受入日時 月・水・金（祝祭日含む）

年2回日曜日受入（4月、11月各第4日曜日）

9時～12時、13時～15時

※年末年始（12月24日～1月10日）は搬入できません。

料金：リサイクル料金+振込手数料+町処理手数料

### ●搬出の手順

①特定家電回収申込（役場環境衛生課、支所町民課）

②町処理手数料を納付

③郵便局でリサイクル券を購入

④クリーンセンターじんせきへ直接搬入（町手数料領収書、リサイクル券を持参）

※町の処理手数料は前納となりますのでご注意ください。



種類	取扱区分	リサイクル料金(税別)	町処理手数料
テレビ	小(15型以下)ブラウン管・液晶・プラズマ式のもの	1,200円～	1台当たり 1,000円
	大(16型以上)ブラウン管・液晶・プラズマ式のもの	2,200円～	1台当たり 1,500円
洗濯機 衣類乾燥機	洗濯機は洗濯乾燥機を含む	2,300円～	1台当たり 2,000円
	衣類乾燥機はガス・電気式のもの	2,300円～	1台当たり 1,000円
冷蔵庫	小(170リットル以下)	3,400円～	1台当たり 1,500円
	大(171リットル以上)	4,300円～	1台当たり 3,000円
エアコン	ユニット型エアコンディショナー(ウインド形・室内壁掛け形・床置き形)	900円～	1台当たり 1,500円

※リサイクル料金は目安としてください（メーカーにより異なる場合があります）。

# 町では収集しないごみ

事業系ごみ (事業系一般廃棄物、 産業廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動によって発生したごみは、事業者の責任で適正に処理してください。</li> <li>※事業系一般廃棄物については許可制により町への排出可</li> </ul>
医療廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療廃棄物について注射針、注射器、針付きのチューブ類など感染への留意が必要なもの以外は分別区分に従って出すことができます。感染への留意が必要なものについては購入先や医療機関等にご相談ください。</li> </ul>
農業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみです。事業者の責任で適正に処理してください。</li> </ul>
メーカーが行う リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のごみはメーカーが行うリサイクル制度を利用してください。 パソコン、バイク、消火器、小型充電式電池、ボタン電池</li> </ul>
処理困難物	<p><b>町では処理できないもの</b></p> <p>タイヤ、コンクリート塊、中身のある塗料缶、燃料缶、農薬、毒劇物、たたみ、大型農機具、ガスボンベ、消火器、バッテリー、自動車部品、家屋等の廃材（瓦、タイル、トタン、木材、鉄骨、コンクリートブロック、レンガ、便器、配管等のパイプ、バスタブ、その他家屋等の解体により発生する廃材）、焼却灰など</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">購入先や専門業者等にご相談ください。</p>

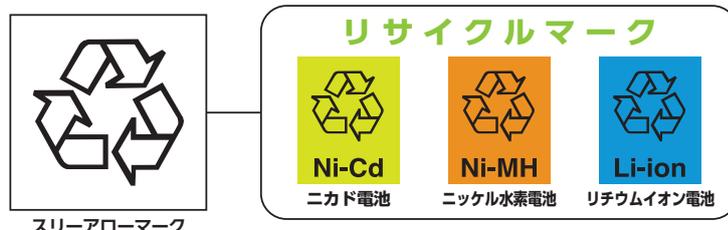
## 小型充電式電池、ボタン電池の処分方法

リサイクル協力店（電器店、ホームセンター等）のリサイクルボックスに出してください。

### ■小型充電式電池

（リサイクル協力店は一般社団法人 JBRC ホームページで検索できます。）

主に携帯電話、デジタルカメラ等に使用されている充電式の電池で、次のマークが目印です。



### ■ボタン電池

（リサイクル協力店は社団法人電池工業会で検索できます。）

主に、腕時計、補聴器、防犯ブザー等で使用されているボタン型の電池です。



# メーカーが行うリサイクル制度へ

## パソコンリサイクル制度

ご家庭で不用になったパソコンは、資源として再利用されています

### パソコンメーカーが回収

し、再資源化します。

### 回収の申し込み

は、廃棄するパソコンのメーカーの受付窓口まで。  
(ホームページからの申し込みもできます)

自治体・販売店等での回収・申し込みの受付は行っていません。

#### 対象機器：

デスクトップパソコン本体  
ノートブックパソコン  
CRTディスプレイ  
CRTディスプレイ一体型パソコン  
液晶ディスプレイ  
液晶ディスプレイ一体型パソコン



PCリサイクルマークの付いたパソコンは、新たな料金負担なしでメーカーが回収・再資源化します。マークの付いていないパソコンは回収再資源化料金をいただけます。

#### 回収・再資源化のしくみ



回収するメーカーがないパソコン（自作パソコン、倒産や事業撤退したメーカーのパソコンなど）は「パソコン3R推進協会」が有償で回収・再資源化します。

詳細は…

PC3R

検索

PC3R 一般社団法人  
パソコン3R推進協会  
<http://www.pc3r.jp/>  
TEL 03-5282-7685 FAX 03-3233-6091

## 自動二輪リサイクル制度

二輪車リサイクルシステムの参加事業者が正規販売している車両については、こちらの制度にて処分してください。

詳しくは、☎050-3000-0727(二輪車リサイクルコールセンター)  
または、<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>(自動車リサイクル促進センター)へアクセスしてください。



## 消火器リサイクル制度

消火器の処分は(社)日本消火器工業会が行っています。

詳しくは、

(社)日本消火器工業会(消火器リサイクル推進センター)

☎ 03-5829-6773 または、<http://ferpc.jp/>へアクセスしてください。



# 野外焼却(野焼き)は法律で禁止されています

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、廃棄物の野外焼却(野焼き)は一部の例外を除き禁止されています。また、構造基準を満たしていない焼却炉も、不完全燃焼を起こしやすくダイオキシンが多く発生するため使用できません。

**家庭ごみは野焼きせず、町の収集に出してください。**

## 第 16 条の 2 (焼却の禁止)

何人も次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

## 罰則規定 (第 25 条第 1 項第 15 号)

違反した者は、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科

## 政令第 14 条 (例外規定)

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却 (例: 災害等の応急対策、火災予防訓練など)
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 (例: とんど焼き、塔婆の供養焼却など)
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 (例: 焼き畑、畔の草及び下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却、ただしビニールの焼却は禁止)
- ⑤ たき木その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの (例: 落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤーなど)

# 廃棄物の投棄は法律で禁止されています

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、廃棄物をみだりに捨てることは禁止されています。

## 法第 16 条 (投棄禁止)

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

## 罰則規定 (第 25 条第 1 項第 15 号)

違反した者は、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科

近年、事業所ごみや家庭ごみ等、小口化した不法投棄が多くなっています。また、ごみを捨てる方法は、年々悪質巧妙化しています。

「自分だけならいいか」とか「ちょっとだけなら」という安易な気持ちが美しい自然を汚しています。

## 不法投棄は絶対にやめましょう

また、日常的・定期的に見回りをおこない、清潔を保ち、投棄物があったときには早めに清掃処理しましょう。(そのままにしておくと、不法投棄を助長し、大量に捨てられる恐れがあります。)

不法投棄を発見したら、環境衛生課又は最寄の警察署・交番等へご連絡ください。